

畿央大学ボランティアセンター規程

(目的)

第 1 条 この規程は、畿央大学 (以下「本学」という。) に設置する本学ボランティアセンター (以下「センター」という。) に関し、必要な事項を定める。

(センターの目的)

第 2 条 センターは、本学の建学の精神に基づいたボランティア活動を推進し、本学の教育研究に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) ボランティア活動に関する情報収集および広報活動
- (2) 学生に対するボランティア募集情報の提供、斡旋、相談に関する業務
- (3) 学生のボランティア活動記録の収集、管理および学生への提供に関する業務
- (4) ボランティア活動に関する教育の推進および学生の活動支援
- (5) ボランティア活動に関する地域連携および連絡調整
- (6) ボランティア活動に関する各種事業の企画および運営
- (7) その他、センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 センターは、本学専任教職員のうち、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学科から当該学科長により推薦された教員 各若干名
- (3) 事務局長より推薦された事務職員 若干名
- (4) その他センター長が必要と認める者 若干名

2 センター長は、本学学長 (以下「学長」という。) が推薦し、学園理事長が任命する。それ以外のセンター構成員は、学長が任命する。

3 センター長は、センターの事業を統括し、センターを代表する。

4 センター長およびセンター構成員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 5 条 センターの事務は、教育推進部が行なう。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が、別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、本学運営協議会の議を経て学長が行なう。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 28 年 4 月 1 日の学内組織の名称変更により、条文中の「学生支援」を「教育推進」に修正する。